

郡山市インターネット公売の実施に係る公売手続きの特例に関する要領

(平成19年3月27日制定)

1 趣旨

この要領は、郡山市で差押さえた不動産、自動車及び動産のインターネット公売用オークションシステムを利用した公売（以下「インターネット公売」という。）の実施について、手続その他必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インターネット公売システム インターネット公売を行うインターネットオークションシステムをいう。
- (2) KSI 官公庁オークションID 紀尾井町戦略研究所株式会社（以下「KSI」という。）が提供するインターネット公売システムにおいてインターネット公売に参加するために必要なIDおよび利用者識別番号をいう。
- (3) 執行機関 滞納処分を執行する行政機関その他の者をいう。
- (4) せり売り せり売り形式で行う入札であって、入札期間中は何度でも入札できるものをいう。
- (5) 公売ナビ インターネット公売システムの管理ツールをいう。

3 インターネット公売システム利用契約の締結等

郡山市は、インターネット公売の実施に当たり、KSIが提供するインターネット公売システムを利用することとし、KSIがヤフー株式会社から承継したインターネット公売システム利用約款等について、ヤフー株式会社に対し承継同意書を提出することにより、KSIを相手方として、インターネット公売システムの利用契約を締結するものとする。

4 公売公告

インターネット公売を行う場合の公売公告及び見積価額公告については、国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「法」という。）第95条及び第99条の規定のとおり行うものとする。この場合において、当該公告の記載内容については、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 公売の方法についてはインターネット公売であることを明示するため、「インターネット公売によるせり売り」又は「インターネット公売による入札（期間入札）」と記載するものとする。
- (2) 公売の日時については公売参加申込期間： 年 月 日 時から 年 月 日 時まで、せり売り（入札）期間： 年 月 日 時から 年 月 日 時までと記載するものとする。
- (3) 開札の日時については(2)のせり売り（入札）期間の終期と同じ日時を記載するものとする。
- (4) 公売の場所については「KSIが提供するインターネット公売システム上」と記載し、併せて当該ホームページのURLを記載するものとする。
- (5) 買受人の資格その他の要件については「別紙郡山市インターネット公売ガイドラインのとおり」と記載し、併せて郡山市インターネット公売ガイドライン（別紙1）を掲示するものとする。
- (6) その他については公売公告「その他」欄の記載事項（別紙2）のとおり記載するものとする。

る。

5 公売参加注意書の掲示又は提示

公売参加注意書の掲示又は提示は、郡山市インターネット公売ガイドラインのインターネット上での掲示で代えるものとする。

6 公売通知書等

公売通知書（法第96条関係）及び公売通知兼債権現在額申立催告書に記載する滞納処分費については、「公売に係る徴収金」欄に「別紙未納明細書及び滞納処分費明細書の額のほか、滞納処分費として、インターネット公売システム利用料（落札金額が1億円以下の不動産及び自動車は落札価格の3%の額、落札金額が1億円を超える不動産については1億円の3%である300万円に1億円の超過額に1%を乗じた金額を加えた額、動産は落札価格の5%の額に、消費税及び地方消費税を加えた額）を含む。」と記載するものとする。

7 公売ナビの操作

公売ナビの運用は、KSI から公売ナビIDを付与された収納課の職員が行うものとする。

8 公売参加申込み及び公売保証金

インターネット公売の入札に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、KSI 官公庁オークション ID を取得した上で、執行機関が売却区分番号ごとに指定する方法により公売保証金を納付し、定められた期間内にあらかじめ参加申込みをしなければならない。指定する方法は、次の(1)のみ、(2)のみ、(1)または(2)の3通りの方法を売却区分番号ごとに執行機関が指定するものとする。この場合において、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）の見積価額が50万円以下であっても公売保証金を納付しなければならない。

(1) オフライン納付（銀行振込等による公売保証金の納付をいう。以下同じ。）による参加申込み

ア 参加者は、インターネット公売システムの公売物件詳細情報画面より公売参加仮申込みをし、郡山市の市税等の納付のホームページから公売保証金納付申込書兼支払請求書兼口座振替依頼書（別紙3。以下「口座振替依頼書」という。）を印刷し、必要事項を記入し、記名・押印の上、書留郵便（配達記録など）により執行機関に送付するものとする。

イ 執行機関は、口座振替依頼書を受領した場合、参加者に対してオフライン納付の際の公売保証金納付口座のご案内（別紙4。以下「納付案内」という。）を電子メールで送信し、公売保証金の納付方法を通知するものとする。

ウ 参加者は、納付案内に従って入札開始日の2開庁日前までに、次のいずれかの方法により公売保証金を納付するものとする。

(ア) 執行機関が指定する口座への振り込み

(イ) 現金又は郡山市税条例施行規則（平成3年郡山市規則第28条）第17条に規定する証券の持参

(ウ) 現金書留による現金の送付（金額が50万円以下の場合に限る。）

エ 執行機関は、公売保証金を受領した場合、速やかに歳入歳出外現金に受け入れ、郡山市財務規則（昭和40年郡山市規則第48号）第48条第2項に規定する歳入歳出外現金領収証書を参加者に交付するとともに、公売ナビにおいて当該参加者に係る公売参加本申込み登録を行うものとする。

オ 公売参加本申込み登録の手続については、公売参加本申込み登録後に、インターネット

公売システムにより、公売参加申込みが完了した旨の電子メールが参加者に自動送信されることにより、公売参加本申込み登録の手続を完了するものとする。

カ 公売保証金を返還する場合は、参加者が提出した口座振替依頼書に基づき、口座振替により歳入歳出外現金から払出しの処理を行うものとする。

(2) オンライン納付（クレジットカードによる公売保証金の納付をいう。以下同じ。）による参加申込み

ア 参加者は、インターネット公売システムの公売物件詳細情報画面上で、郡山市インターネット公売ガイドラインで定める自己名義（法人の場合は代表名義）のクレジットカードを用いて必要事項を入力し、公売参加申込みを行うものとする。

イ 公売保証金の受領及び返還等の具体的な手続は、インターネット公売における公売保証金の取扱いの特例に関する要領によるものとする。

9 共同入札の場合の手続

公売財産を複数の者で共有する目的で入札に参加する者（以下「共同入札者」という。）がある場合、次に掲げる事項により参加申込みを行うものとする。

(1) 共同入札者の中から1名代表者を決め、その代表者の KSI 官公庁オークションIDで入札に参加させるものとする。

(2) 代表者以外の共同入札者全員から代表者に対する委任状（別紙5）、共同入札者全員の印鑑証明書及び住所（所在地）と氏名（名称）を連署し、各共同入札者の持分を記載した共同入札者持分内訳書（別紙6）を、入札開始2開庁日前までに執行機関に提出させるものとする。

(3) 執行機関は、提出された書類の内容がそれぞれ一致しているか確認するものとする。

10 不動産公売に係る事務処理

不動産公売の入札にあたっては、暴力団員等の買受防止措置として次に掲げる資料を入札開始2開庁日前までに執行機関に提出させることとする。

(1) 入札者が個人である場合、「陳述書（個人用）」（別紙7）

(2) 入札者が法人である場合、「陳述書（法人用）」（別紙8）、「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」（別紙9）、法人の役員を証する書面（商業登記簿にかかる登記事項証明書等）

(3) 入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合、その許認可等を受けたことを証明する文書（免許証又は許可証の写し）

(4) 自己の計算において入札等をさせようとする場合、自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項（別紙10）

(5) 上記(4)のうち法人である場合、「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」（別紙11）、法人の役員を証する書面（商業登記簿にかかる登記事項証明書等）

(6) 共同入札の場合、共同入札者（買受申込者）ごとの陳述書

11 入札及び開札に係る事務処理

入札及び開札については、インターネット公売システム上で行われることとなるので、執行機関においては特段の手続は生じない点に留意するものとする。この際、インターネット公売システムにおける入札の流れ（別紙12）を参照するものとする。

12 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

最高価申込者及び次順位買受申込者の決定については、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 執行機関は開札後に公売ナビ上で表示される入札者一覧画面により、最高価申込者及び次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）を決定するものとする。ただし、次順位買受申込者の決定は、次順位買受申込者制の適用があるときに行うものとし、その際の次順位買受申込みは、入札時に行わせるものとする。
- (2) 最高価申込者等を決定したときは、公売総括責任者がその決定及び入札の終了を告知することとされているが、インターネット公売システム上に最高価申込者等の KSI 官公庁オークションID及び落札価額が公開されることでこれに代えるものとする。
- (3) 執行機関は、最高価申込者等を決定した場合は KSI 官公庁オークションIDで認証された電子メールアドレスに別紙13又は14を内容とする電子メールを送信して、最高価申込者等として決定された旨通知するものとする。この場合において、最高価申込者等を確認するために当該電子メールにアルファベットと算用数字を任意に組み合わせた8桁の整理番号（(4)において「整理番号」という。）を付記するものとする。
- (4) 最高価申込者等は、前号の電子メールを受領した後、執行機関に電話で連絡するものとする。その際、執行機関は売却区分番号、整理番号、住所、氏名、日中の連絡先及び代金の納付方法を確認するものとする。
- (5) (3) の電子メールが、最高価申込者等によるメールアドレスの変更やその利用するプロバイダの不調などの理由により到着せず、最高価申込者等が買受代金を納付しなかった場合又は執行機関がその納付を確認できなかった場合にあつては、その原因が最高価申込者等の責に帰すべきものか否かを問わず公売保証金は没収するものとする。

13 最高価申込者等の決定の取消し

- (1) 執行機関は、法第108条第2項又は第5項の規定に基づき最高価申込者等の決定を取消す場合は、不動産等の最高価申込者決定の取消通知書（別紙15）により、最高価申込者、滞納者及び利害関係人に通知するものとする。
- (2) 前号の規定は、次順位買受申込者の決定を取り消す場合に準用する。この場合において、「最高価申込者」とあるのは「次順位買受申込者」と読み替えるものとする。

14 公売の中止及び参加者への通知

執行機関は、公売を中止したときは、公売ナビ上で公売中止の入力を行うものとする。この場合、公売中止の参加者への通知は、公売中止の入力後、インターネット公売システムにより、公売が中止となった旨の電子メールが参加者に自動送信されることにより、当該通知に代えるものとする。

15 再公売

インターネット公売においては、再公売は実施しないものとする。

16 売却決定

執行機関は、売却決定を行ったときは、買受人に対し買受代金の納付について指導するもの

とする。なお、次順位買受申込者に対して売却決定したときは、電話等で買受人にその旨連絡するとともに、買受代金の納付について指導するものとする。

17 買受代金の納付方法

買受人は、次の各号のいずれかの方法により買受代金を納付するものとする。

- (1) 執行機関の指定する口座への振り込み
- (2) 現金又は郡山市税条例施行規則第17条に規定する証券の持参
- (3) 現金書留による現金の送付（買受代金から公売保証金を差し引いた金額が50万円以下の場合に限る。）

18 領収証書の交付

執行機関は、買受代金の納付確認後、郡山市財務規則（昭和40年郡山市規則第48号）第48条第2項に規定する歳入歳出外現金領収証書を買受人に交付するものとする。その際、備考欄に換価財産の名称、数量、性質及び所在を記入し、複写により作成された歳入歳出外現金領収済報告書をもって買受代金納付書（国税徴収法施行令第42条の3に規定する書面）の提出に代えるものとする。

19 売却決定通知書の交付

法第118条の規定による売却決定通知書の交付は次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 買受人に直接交付する場合は、身分証明書（運転免許証、パスポート等）及び12-(3)の規定による電子メールを印刷したものを確認するものとする。
- (2) 買受人から売却決定通知書の郵送による交付を依頼された場合は、配達記録により郵送するものとし、その費用に相当する郵便切手をあらかじめ提出させるものとする。

20 代理人による手続

買受代金の持参又は売却決定通知書の受取りなどを代理人が行う場合は、代理権限を証する委任状（別紙5）及び買受人と代理人双方の印鑑証明書を執行機関に提出させ、代理人の身分証明書を提示させるものとする。

21 動産の引渡し

動産の引渡しについては、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 買受人が、送付による引渡しを希望する場合は、送付依頼書（別紙16）を提出させるものとし、送付に係る費用は、買受人の負担とする。
- (2) 買受人が、買受代金を納付した時に引渡しを受けない場合は、保管依頼書（別紙17）を提出させるものとし、保管に係る費用が生じるときは買受人の負担とする。

22 自動車の権利移転及び引渡し

自動車を公売した場合には、買受人から買受代金の納付後15日以内に移転登録を行わなければならないことから、速やかに次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 所有権移転登録請求書（別紙18）
- (2) 住所を証する書面（個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿抄本等）
- (3) 印鑑証明書
- (4) OCR第1号様式又は第2号様式（実印押印済のもの）
- (5) 手数料納付書（自動車検査登録印紙500円を貼付すること）
- (6) 自動車保管場所証明書（証明書の申請には車名、型式、車体番号及び自動車の大きさが必

要となるので、買受人に連絡するものとする。)

(7) 書類の郵送料に相当する郵便切手

23 不動産の権利移転手続

不動産を公売した場合には、買受人から買受代金の納付と併せて次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 所有権移転登記請求書（別紙19）

(2) 住所を証する書面（個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿抄本等）

(3) 登録免許税を納付したことを証する領収証書（3万円以下の場合は収入印紙での提出も可能）

(4) 書類の郵送料に相当する郵便切手

(5) 共同入札の場合は共有合意書（別紙20）

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年6月22日から施行する。